

計算書類に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法により行っている。

(3) 引当金の計上基準

退職給付引当金

社会福祉法人青森県社会福祉協議会の実施する青森県民間社会福祉事業職員共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち、法人の負担額に相当する金額の累計額を計上している。

賞与引当金

夏期賞与支給見積額のうち、令和4年12月～令和5年3月にあたる4/6カ月分を計上している。

3. 重要な会計方針の変更

該当する事項はなし

4. 法人で採用する退職給付制度

- ・独立行政法人福祉医療機構が実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度
- ・社会福祉法人青森県社会福祉協議会が実施する青森県民間社会福祉事業共済制度

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類(第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式)

(2) 事業区分別内訳表 省略1

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表 省略

(4) 収益事業における拠点区分別内訳表 該当なし

(5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

千年園拠点（社会福祉事業）の計算書類（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）

- ・本部
- ・障害者支援施設 千年園
- ・障害者支援施設 千年園（短期入所）
- ・相談支援事業所 ちとせ

各市町村の委託事業である「日中一時・移動支援事業」については本体施設「千年園」と一体的に事業を実施し、また占める割合も僅かであるため千年園サービス区分としている。

6. 基本財産の増減の内容及び金額

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	185,809,912	0	0	185,809,912
建物	202,644,057	0	8,295,311	194,348,746
建物付属設備	21,965,709	0	2,795,393	19,170,316
合 計	410,419,678	0	11,090,704	399,328,974

7. 固定資産処分に係る基本金、国庫補助金等特別積立金の取崩し

(1) 「会計基準省令」第22条第6項の規定に基づく基本金の取崩し

該当なし

(2) 「会計基準省令」第22条第4項の規定に基づく国庫補助金等の交付対象とされた
固定資産の除売却に伴う取崩額

該当なし

8. 担保に供している資産

該当なし

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
建物（基本財産）	386,672,766	192,324,020	194,348,746
建物付属設備（基本財産）	198,853,053	179,682,737	19,170,316
建物	32,456,950	8,665,124	23,791,826
構築物	37,313,542	32,615,221	4,698,321
車両運搬具	22,413,508	22,413,502	6
器具及び備品	50,279,591	33,974,556	16,305,035
機械及び装置	2,205,800	939,711	1,266,089
合 計	730,195,210	470,614,871	259,580,339

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金 の当期末残高	債権の 当期末残高
事業未収金	45,864,206	0	45,864,206
合 計	45,864,206	0	45,864,206

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

1 2. 関連当事者との取引の内容

該当なし

1 3. 重要な偶発債務

該当なし

1 4. 重要な後発事象

該当なし

1 5. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし

1 6. その他、資金収支、経営成績、財政状態を明示するために必要な事項

令和4年11月28日～12月30日まで、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、生活介護（通所部分）及び短期入所事業の利用停止とした。

社会福祉法人千年会

理事・監事及び評議員の報酬支給基準

(目的)

第1条 この基準は、社会福祉法人千年会理事、監事及び評議員の報酬支給基準を定めることを目的とする。

(基準)

第2条 社会福祉法人千年会定款第8条及び第21条の規定により、理事、監事及び評議員の報酬はこれを支弁しない。

附則

この基準は、平成29年4月1日から適用するものとする。